

奈良県告示第四百七十号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年四月奈良県告示第五十五号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第一条中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。